

平成29年度事業計画

第1 事業方針

農林漁業・農山漁村は、その生産活動を通じ、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の継承等さまざまな役割を担っており、地域住民や農山漁村を訪れる都市住民にゆとりや安らぎをもたらしており、多くの都市住民が農山漁村との交流が必要であるとしている。また、リーマンショックや東日本大震災以降、若者を中心に価値観の変容が見られ、農山漁村に多様な価値を見出し、地域社会に貢献したい或いは交流したいという人が増加している。

しかしながら、農山漁村においては人口の減少や高齢化、社会資本の老朽化や廃校の増加等に伴い、集落機能や地域の活力の低下が進行しており、農山漁村に受け継がれている豊かな地域資源を最大限活用し、また、外部の人材を巻き込みながら地域の活性化に取り組むことが必要である。

このため、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、都市住民や消費者のニーズに応えるとともに、地域資源を活かして価値を創造すること等によりコミュニティ・ビジネスを展開するとともに、それを担う人材の育成等により地域の活性化とコミュニティの再生を図ることが重要である。

一般財団法人化5年目となる平成29年度においては、このような農山漁村の現状と課題や政府による地方創生の取組みを踏まえ、公益目的支出計画に基づき公益事業を計画的に実施するとともに、自主事業の強化等公益目的計画終了後の自立化に向けた取組みを推進する。

第2 事業内容

I 公益目的事業

1 都市と農山漁村の交流促進を通じた農山漁村活性化支援事業

(1) 都市農山漁村の交流促進

ア) オーライ！ニッポン会議支援事業

「オーライ！ニッポン会議」（都市と農山漁村の共生・対流推進会議）に結集する推進主体の一つとして、「オーライ！ニッポン会議」と連携しつつ、民間が主体的に取り組む都市と農山漁村の共生・対流の国民運動を引き続き展開することとし、共生・対流の優れた取組みに対する表彰事業（オーライ！ニッポン大賞）等を実施する。

イ) 子ども農山漁村交流プロジェクト支援事業

総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が4省連携施策として、小学校等の子ども達を対象に全国の農山漁村でふるさと生活体験活動（農林漁家泊等）を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、受入地域の登録、WEB等による受入地域の紹介や体制整備等のセミナーの開催、アドバイザー派遣、損害保険制度の事務等を行う。

ウ) 普及啓蒙・交流イベント等支援事業

- ・都道府県、市町村等が実施する都市農村交流イベント、農林漁業体験活動等の行事に対して、本機構はその要請に応じ、企画、運営に参画し、主催者に協力して行事の円滑な運営と都市農山漁村交流の促進等普及啓蒙を図る。

- ・「村づくり塾」、「塾友会」等の活動推進事業

地域の人材育成や活性化に取り組んでいる全国の村づくり塾運動等について支援・相談活動を行うとともに「塾友会」等法人会員等に対し月例研究会を開催するとともに、企業の協力を得て、企業のノウハウを活用した都市と農山漁村の共生・対流の推進を図る。

(2) 農林水産物直売所等6次産業・地産地消活動の推進

全国各地で直売活動に携わっている実践者、支援者が一堂に会し、相互の情報交換や運営上の課題と対策の検討を行う「全国農林水産物直売サミット」を開催するとともに、「全国農林水産物直売ネットワーク」の組織拡大を図る。

(3) 着地型旅行商品づくり支援事業の推進

地域における着地型旅行商品づくりの支援を行うとともに、農林漁家民宿おかあさん100選記念企画ツアー、各地域との連携ツアー、農林水産物直売所ツアー等セミナーツアーや企業の農村情報・農山漁村に対する理解を深めるためのツアーを実施する。そのほか、東日本大震災等被災地に対する支援のためのツアーを実施する。

(4) 農村地域工業等導入促進支援事業の推進

農村地域への工業等導入の円滑な促進を図るため、市町村等が実施する農村地域工業等導入実施計画の策定及び変更等の支援業務並びに相談業務を実施する。

(5) 出版事業

グリーン・ツーリズム等に関するテキスト、各種マニュアル、テキスト、パンフレット等の出版事業を実施する。

(6) 森林・山村多面的機能発揮対策の推進

かつては薪炭林や農用林等として様々な形で利用・保全されていた集落周辺の「里山林」等は、生活様式の変化や過疎化・高齢化の進展等によって荒廃が進行し多面的機能の低下が懸念されているが、このような里山等は、通常的林業経営が成立しがたいことから、地域の住民活動や企業・大学等の地域貢献活動を通じて保全することが必要である。

このため、東京・埼玉・神奈川の1都2県において地域住民や森林所有者等が協力して取り組む森林の保全と利用の活動を支援する。

(7) その他

都市と農山漁村の交流等により、引き続き東日本大震災等被災地の復興支援事業を実施する。

2 都市農村交流情報収集・発信事業

(1) 情報の収集・発信事業

- ア) 昨年度、全国の農家民宿、農産物直売所、農家レストラン、廃校活用施設及び農業体験の施設情報並びにそれらと連携するコラムが検索、閲覧できる総合情報サイト「里の物語」を開設したが、本年度は掲載数の増加等内容の充実を図るとともに本サイトに関連する特産品のネット販売、予約機能を併せて開発し、当機構の認知度の向上を図る。
- イ) スマートフォン、タブレット等近年スマートデバイスの普及が加速していることを考慮し、当機構の情報提供の形態についてもパソコンからモバイルへの対応を図る。
- ウ) 都市・農山漁村交流、農山漁村地域の活性化に関する情報提供及び本機構の組織・業務・調査研究の成果、ツアー・セミナー等業務の周知徹底を図るため、WEBでの情報発信の他、メールマガジン、ファックス通信「まちむらNEWS」(毎月)を配信する。
- エ) その他、当機構の日常活動を通じて、都市農山漁村交流の促進、農山漁村地域活性化に対する理解を深め、支援者の拡大に努める。

(2) 農山漁村コミュニティ・ビジネスセミナー(まちむらセミナー)等事業

近年、都市と農山漁村の交流や、農山漁村地域の6次産業化を通じて地域づくりの取り組みが活発となっているが、それが持続していくためには地域の課題を解決し、収益を生むコミュニティ・ビジネスにつなげていくことが必要である。また、これを担う人材の育成が急務となっている。

このため引き続き農山漁村コミュニティ・ビジネスの先駆的事例、成功事例等について学び検討するコミュニティ・ビジネスセミナーを実施するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員、行政職員等を対象に廃校、空き家、古民家等の未利用の地域資源の活用策を探る廃校活用セミナー、地域人材の育成をテーマとする地域づくり・人づくりセミナー等を実施する。

さらに、農林水産物直売所、農家レストラン等の経営方針や諸課題について現場で学ぶセミナーツアーを実施する。

3 農林漁業体験民宿事業

(1) 農林漁業体験民宿の登録事業

農林漁業体験民宿業者の登録実施機関として、登録を通じて民宿の健全な発展を図るとともに新規開設の相談業務を実施する。また、グリーン・ツーリズム総合補償制度等提供サービスの向上により登録促進を図る。登録民宿に対し、農林水産大臣の承認を受けた標識を貸し出すとともに、登録民宿の利用拡大を図る。

(2) 農家民宿の経営改善のための研修等の実施

農家民宿の経営実態を現地聞き取り調査と分析を行った調査結果を基に作成した農林漁家民宿経営テキスト(経営チェックシート)を普及するとともに、持続可能な適正な料金設定のあり方など品質向上に向けての普及啓蒙を行う。

II 収益事業

1 地域活性化支援事業

(1) 受託調査、計画作成等支援事業（コンサル）

政府において地方創生が課題となっており、市町村等は国の助成財源等を有効に活用して地域の活性化を図ることが重要となっている。本機構においては、グリーン・ツーリズム等の実績を活かしつつ、各地域の活性化に有効な助成制度等の調査・発掘、事業の円滑な導入・実施のための手順・手段、事業のアフターケア等の支援を行う

また、農林水産省においては新たに農泊を農山漁村所得向上の重要な柱として位置付け体制整備を図ることとしており、本機構として協議会づくり等の支援に取り組むこととする。

さらに、地域住民主体の地域再生に関する課題解決に向けた地域再生のワークショップを地域の要請に応じて支援するほか、地域再生のワークショップの人材育成の支援を行う。

(2) 人材育成支援事業

都市と農山漁村の交流を円滑に推進し、都市住民等を農山漁村地域に長期間迎えるためには、地域資源を活用したプログラムの作成等様々な受入体制を整備することが重要であり、農山漁村でこれら取組の中心となる人材を育成・確保をするためのインストラクター育成スクール等各種研修会を開催する。また、農産物直売所の持続的な発展に向けた直売所担い手育成スクール等を開催する。

(3) まちむら農山漁村体験ツアー

近年、観光客は従来の観光資源にとどまらず、その土地の人々の日常の暮らしぶり等に対して関心を高めるとともに、企業等は農山漁村の持つメンタルヘルスケア機能に注目しているので、これら価値・機能を生かした個性的なツアー等を実施する。

(4) まちむらラボ

6次産業化や地産地消の推進に伴い、地域の顔となる農林水産物の加工に関する基本的な考え方から商品開発、製造の方法、そして販路についての研修の場が求められている。まちむらラボでは、特定の農林水産物の加工や新商品の開発、完成した商品のテストマーケティング、野菜の新たな食べ方の提案や商品化まで、幅の広い内容で地域の6次産業化の支援を実施する。

(5) 保険金集金業務

農林漁業体験民宿業者等グリーン・ツーリズムに関わる者を対象とした保険のグリーン・ツーリズム総合補償制度の集金業務、農林水産業関係者の福利厚生を図ることを目的として行ってきた保険の集金業務を行う。

III その他

事業の実施に当たっては、経費の節減を基本に業務の効果的な実施、経理事務の適性化等業務の適切な運営を行う。また、情報公開の徹底を図ることにより公平性、透明性を確保する。さらに、個人会員制度の充実等により財政基盤の強化に努める。